

第3回 寝屋川市緑の基本計画審議会

議事録

日時：平成30年1月30日（火）午後2時から

場所：市役所議会棟5階 第2委員会室

出席者：別添のとおり

司会 定刻になりましたので、ただいまより第3回寝屋川市緑の基本計画審議会を開催させていただきます。本日は、大変お忙しいところ、御出席頂き誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます水・みどり室の小西でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。はじめに、本日の審議会の出席者につきまして、ただいま、委員10名のうち、9名の出席でありますので、寝屋川市緑の基本計画審議会規則第6条第2号の規定により、本審議会は成立しておりますので、ご報告いたします。次に、資料の確認をさせていただきます。本日の次第、資料1第2回寝屋川市緑の基本計画審議会における意見内容と今後の対応方針、資料2緑の基本計画改定のスケジュール案、資料3-1みどりに関するアンケート結果、資料3-2寝屋川市みどりの基本計画の改定にかかる各主体へのヒアリング結果、資料4寝屋川市みどりの基本計画改定版骨子案、資料5寝屋川市みどりの基本計画改定版骨子案（概要版）、参考資料1本市のみどりの特性、参考資料2基本方針及び基本施策案の9種類となっております。お揃いでしょうか。それでは、理事の茂福より開会の御挨拶を申し上げます。

茂福理事 理事の茂福でございます。本日は、ご多忙のなか、第3回寝屋川市緑の基本計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本審議会につきましては、本市の新たなみどりづくりの方針となる「みどりの基本計画」の改定を目的に昨年8月に設置し、増田会長をはじめ委員の皆様方の慎重ご審議を賜るとともに、円滑な運営を図ることが出来ておりますこと、改めて感謝申し上げます。本日は、本年度最後の審議会となりまして、前回の承認を賜りましたみどりの課題を踏まえ、みどりの基本方針や将来像、または全体目標の設定について再度ご審議を賜り、計画骨子として取りまとめたいと考えております。内容については、後ほど事務局より説明いたしますので、何卒慎重ご審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

司会 ありがとうございました。傍聴される皆様へお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切ってくださいませか、マナーモードに設定をお願い

いたします。また、報道機関による写真撮影は、審議会の開会后5分間はフリーで、その後は審議会の妨げにならない範囲で、取材をよろしく願いいたします。それでは、本日の案件に入らせて頂きますので、増田会長、議事進行よろしく願いいたします。

増田会長

本日は今年度最後の審議会ということで、「みどりの基本計画骨子案」について合意を得たいとのことである。案件としては、お手元の次第に基づき、「前回審議会のふりかえり」、「みどりに関するアンケート結果」、最後に「みどりの基本計画骨子案」という順番で進めていきたい。

それでは、「前回審議会のふりかえり」について説明願う。

事務局

案件(1)「前回審議会のふりかえり」について、ご説明申し上げます。お手元の資料1、または前方のスクリーンをご覧ください。第2回審議会で頂いたご意見の内容と、今後の対応方針について、関連項目ごとに取りまとめたものでございます。

はじめに、「アンケート結果の集計」でございますが、地域別解析や年齢階層的解析とともに、「市全体のみどり量」と「最近15年のみどりの増加」の回答についてクロス集計を行うべき旨のご意見に対しまして、ご指摘内容を踏まえたクロス集計を実施いたしましたので、つぎの案件2においてご報告いたします。つぎに、自由意見の取り扱いに関するご意見に対しまして、自由意見の抜粋を項目ごとに分類するとともに、本審議会の検討経過をホームページにて公表してまいります。つぎに、「みどりの現状」でございますが、植物育成に必要な年間降水量や、気温分布、または市の地歴と元来からの植生などを整理するべきとのご意見に対しまして、既存データを整理・追記いたします。つぎに、「みどりの課題」でございますが、課題整理における「良好な住宅地」の表現精査に関するご意見に対しまして、「良好な住宅地」を「ゆとりある住宅地」に修正いたします。つぎに、「サクラ☆プロジェクト」の定義に関するご意見に対しまして、幹線水路の桜は対象外でございますが、今後保全調査を検討するとともに、計画内の脚注として定義を記載してまいります。つぎに、課題解決に当たり、選択と集中が必要であるべきとのご意見に対しまして、今後、検討する具体的な施策や重点項目の抽出などを踏まえ、選択と集中による施策展開を見据えた計画といたします。つぎに、淀川河川公園における市の積極的な取り組みを期待する旨のご意見に対しまして、淀川河川公園地域協議会との更なる連携強化を図る旨を掲げてまいります。つぎに、検討する課題として掲げられた内容について、今後の具体的な取り組み方針を見据えて精査するべきとのご意見に対しまして、本日お示しする基本方針を踏まえ、具体的な内容をお示しいたします。つぎに、協働のみどり

について、市民緑地制度の拡充や、みどり法人、公園協議会を記載するべきとのご意見に対しまして、都市緑地法の改正などを踏まえた内容を追記いたします。つぎに、里地・里山を一体的な空間として景観の向上に取り組むべきとのご意見に対しまして、里地・里山を農空間として分類いたします。つぎに、駅前のみどりなどを含め、水・みどりと歴史・文化をつなげる取り組みを行うべきとのご意見に対しまして、歴史等とみどりのつながりの確保を目指してまいります。つぎに、「基本方針」でございますが、みどりの質的向上が大事であるとのご意見や、みどりの保全・充実・創出・ネットワークを原則に、進捗管理や、新たな公の誘発を加えた枠組みが重要であるとともに、個別施策を見据えて基本方針や目標値を振り返るべきとのご意見に対しまして、保全・充実・創出・ネットワーク・協働・進捗管理の枠組みにおいて基本方針を構築し、次年度以降に予定する個別施策の検討とあわせて、基本方針を点検・充実いたします。つぎに、みどりの基本計画以外の様々な計画との関連性を示すべきとのご意見に対しまして、関連計画を含めた体系図を示すとともに、個別施策ごとに関連する法制度や計画などを併記いたします。つぎに、大小の公園緑地、農地、山林、河川等に係る施策は、個別に議論するべきとのご意見に対しまして、各資源の性質を踏まえた議論を進めてまいります。つぎに、「目標値」でございますが、緑視率について、現況を踏まえた課題認識が必要であるとのご意見に対しまして、次年度に現況調査を実施いたします。つぎに、緑地面積等の目標設定は、現計画の達成状況とその原因を踏まえて検討するべきとのご意見に対しまして、原因を確認した上で設定いたします。つぎに、全体目標とともに、個々の施策に対してPDCAサイクルによる進捗管理をするべきとのご意見に対しまして、アクションプランを策定し、進捗管理を行ってまいります。以上が、第2回審議会における意見内容と今後の対応でございます。なお、骨子案に関わる今後の取り扱い内容につきましては、案件3において改めて内容をご説明いたします。

つぎに、資料2、または前方のスクリーンをご覧ください。本日で審議頂く項目を青色で表示しており、「みどりに関するアンケート結果」、「みどりの目標値、計画改定の視点整理」、「基本計画骨子」が、本日の案件でございます。前回審議会にてご承認を賜りました「みどりの課題」までの内容と、本日で審議いただきます「みどりの基本方針や将来像図、目標値等」を踏まえ、基本計画骨子として取りまとめたいと考えております。以上で、案件(1)「前回審議会のふりかえり」についてご説明を終わらせていただきます。

増田会長

「前回審議会のふりかえり」について、何かご質問等があれば事務局に伝えて頂きたい。それでは、アンケートについてクロス集計も含めて一定のとりまとめができたということで、重要な項目所を抽出して説明願う。

案件(2)「みどりに関するアンケート結果」について、ご説明申し上げます。説明は、主に前方のスクリーンにて行いますが、お手元の資料 3-1 の P 1 をあわせてご覧ください。資料の左側上段には、アンケートの調査対象や、分析の視点を整理いたしており、有効回収率は、市民 42.7%、事業者 41.2%、学校 93.2%、学生 92.1%、自治会 66%、市民活動団体 50%でございます。

次に、資料の右側には、分析項目をお示しいたしており、「みどりに対する印象」、「公園の利用状況等」、「みどりとのかかわり」の大きく 3 項目により分析を行いました。また、市民・学生を対象とした集計では、「地域別」、「年齢別」、「公園種別」の 3 項目、事業者を対象とした集計では、「事業年数別」、「敷地面積別」の 2 項目によるクロス集計を行い、詳細な分析を行いました。なお、ご説明につきましては、時間の都合上、内容の一部を抜粋してご紹介いたしますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、「みどりに対する印象」についての分析結果をご説明いたします。資料の P 2 左側をあわせてご覧ください。まず、「市全体のみどりの量について」、市民および学生を合計した結果みると、「普通」が 51.6%と最も多く、「やや少ない」または「少ない」の合計が 26.6%、「多い」または「やや多い」の合計が 16.9%であり、「みどりの量が多い」と感じている人は比較的少ないことがわかります。また、「市全体のみどりの量」と「最近 15 年間の市のみどりの増加量」にかかる市民の回答結果をみると、総計では、「増えた」、「やや増えた」の合計 26.3%に対して、市全体のみどりの量が「多い」と回答された方では 44.2%、「やや多い」と回答された方では 39.6%、「普通」と回答された方では 28.7%が「増えた」、「やや増えた」と感じておられます。以上より、市全体のみどりの量が「多い」と回答した市民ほど、近年 15 年間で市のみどりが「増えた」と感じていることがわかります。

次に、資料の右側をあわせてご覧ください。「市の印象的なみどりについて」の回答結果をみると、総計では、「打上川治水緑地など大規模公園のみどり」、「淀川や寝屋川など河川の水辺のみどり」、「街路樹（桜並木など）の道路のみどり」が上位を占めています。これに対して、各地域の特色を見ると、全ての地域で「打上川治水緑地など大規模公園のみどり」が上位を占めるとともに、東部地域以外の地域で「淀川や寝屋川など河川の水辺のみどり」が上位を占めています。また、北東部地域などでは、「街路樹（桜並木など）の道路のみどり」、中央部地域では、「寝屋川せせらぎ公園などの駅前のみどり」や「友呂岐緑地などの緑道のみどり」、東部地域では、「東部丘陵地のみどり」や「田畑などのみどり」、南部地域では、「友呂岐緑地などの緑道のみどり」がそれぞれ上位を占めています。以上より、市域全体において、「打上川治水緑地など大規模公園のみどり」や「淀川や寝屋川など河川の水辺のみどり」などが市を代表するみどりとして認識されるとともに、各地域で身近に存在

するみどりが印象的なみどりとなっていることがわかります。以上が、「みどりに対する印象」についての分析結果でございます。

次に、「公園の利用状況等」についての分析結果をご説明いたします。資料のP3左側をあわせてご覧ください。「公園の利用頻度」に関する集計結果でございます。「よく利用する」・「まあまあ利用する」・「たまに利用する」の合計は、総計で55%となっています。一方、「ほとんど利用しない」・「全く利用しない」の合計は43%となっています。年代別に見ると、「10代」、「20代」、「50代」では、「ほとんど利用しない」・「全く利用しない」の合計は、それぞれ約半数を占めています。また、「30代」、「60代」、「70代」では、「よく利用する」・「まあまあ利用する」・「たまに利用する」の合計は、それぞれ約6割を占めています。以上より、子育て世代や高齢者層の利用頻度が高い一方、若者世代や、「50代」の利用頻度は低く、年齢層により差があることがわかります。

次に、資料の右側をあわせてご覧ください。「地域別」でみると、北東部や東部などでは、「よく利用する」割合が比較的高くなっています。また、北西部や西部では、「ほとんど利用しない」・「全く利用しない」の回答割合が比較的高くなっています。以上より、住区基幹公園がバランスよく配置されている地域や、寝屋川公園などの大規模な公園が存在する地域と、そうでない地域とでは利用頻度に差があることがわかります。

次に、資料のP5左側をあわせてご覧ください。「公園の利用内容」に関する集計結果でございます。総計では「散歩やジョギングなどの健康づくり」が最も高く、次いで「休憩」、「風景鑑賞」となっています。年代別に特色を見ると、「10代」以外の年代で「散歩やジョギングなどの健康づくり」など、「40代」以外の年代で「休憩」が上位を占めています。また、「10代」では「運動施設を利用したスポーツ」、子育て世代である「30代」、「40代」では「遊具を使った遊び」がそれぞれ上位を占めています。以上より、幅広い年齢層において「散歩やジョギングなどの健康づくり」や「風景鑑賞」、「休憩」を目的とした利用が多いとともに、年齢層に応じた多様な内容で公園が利用されていることがわかります。

次に、資料のP6右側をあわせてご覧ください。「公園への要望」に関する集計結果でございます。総計では、「花や緑、風景鑑賞を楽しめる公園」が最も高く、次いで「休憩ができる公園」、「安全安心に利用できる公園」となっています。年代別に特色を見ると、「10代」以外の年代で「花や緑、風景鑑賞を楽しめる公園」が上位を占めています。また、「10代」では「休憩ができる公園」や「運動施設を利用したスポーツができる公園」、「10代」、「30代」では、「小さな子供が遊べる遊具がある公園」が上位を占めています。また、「20代」から「40代」、「60代」では、「安全安心に利用できる公園」、

「40代」から「70代」では、「散歩やジョギングなどの健康づくりができる公園」がそれぞれ上位を占めています。以上より、幅広い世代において「花や緑、風景観賞を楽しめる公園」や「安心安全に利用できる公園」、「散歩やジョギングなどの健康づくりができる公園」が望まれているとともに、年代ごとに特色ある公園への要望があることがわかります。

次に、資料のP7左側をあわせてご覧ください。「地域別」で見ると、全ての地域において、「花や緑、風景観賞を楽しめる公園」が上位を占めています。また、北東部以外の地域では、「散歩やジョギングなどの健康づくり」、北西部、北東部などでは、「休憩ができる公園」、中央部では、「ヒートアイランドの緩和や大気の浄化に役立つ公園」が上位を占めています。以上より、すべての地域で「花や緑、風景観賞を楽しめる公園」が望まれているとともに、地域特有の要望もみられることがわかります。以上が「公園の利用状況等」についての分析結果でございます。

次に、「みどりとのかわり」についての分析結果をご説明いたします。資料のP8右側をあわせてご覧ください。「市民・学生における活動への参加状況」といたしまして、「参加している」は、市民、学生ともに5%未満となっています。また、「参加していないが、今後参加してみたい」は、市民では2割程度、学生では1割程度であることがわかります。以上から、今後は、参加意欲のある方に対して、活動内容の検討やPRなどによる呼びかけが必要だと考えられます。また、4割近くを占めている「わからない」と回答した方については、みどりに対する理解を深めてもらえるような取り組みが必要だと考えられます。

次に、資料のP9左側をあわせてご覧ください。市民・学生における今後の活動への参加意向について、総計では、「公園や緑地の清掃活動」が最も高く、次いで「散歩やジョギングなどの健康づくりに関する活動」および「自宅での植木や草花、生垣などの植栽」となっています。年代別の特色をみると、「10代」では、「公園や緑地の清掃活動」など、「30代」では、「道路の清掃活動」や「生き物観察会や生き物の生息・生育環境づくりに関する活動」など、「40代」では、「農地での農作業体験活動」など、「50代」では、「公園や緑地の花壇の世話（花の育成、水やり）」など、各世代での特色が表れています。以上から、身近な場所において個人で行う活動や、公共空間において協働により行う活動、公園などの利活用による健康づくりなどにつながる活動への参加意欲が高いことがわかります。

次に、資料のP10をあわせてご覧ください。「活動への参加状況」でございます。「自治会・市民活動団体の参加状況」といたしまして、単独の活動では、「公園や道路等での清掃、美化活動」や「公園や道路等での草花の植栽」が上位を占めています。また、連携の活動では、「公園や道路等での清掃、美

化活動」や「河川や水路などでの美化活動」などが上位を占めています。以上より、これまで実施している資材提供や助成のほか、継続的に実施している市民活動団体等との連携によるクリーンリバー作戦などの活動成果が挙がっていると考えられます。

次に、資料のP10 右側をあわせてご覧ください。「学校の参加状況」といたしまして、敷地内では、単独で実施されている活動として、「花壇づくりやプランターの設置」や「菜園づくり」、連携で実施されている活動として、「校庭の芝生化」や「花壇づくりやプランターの設置」が上位を占めています。

次に、資料のP11 左側をあわせてご覧ください。学校敷地外の参加状況といたしまして、連携で実施されている活動として、「公園や道路等での清掃、美化活動」が特に多い結果となっています。以上より、敷地内での活動については、学校のプログラムの一環としてみどりに関する取組みが実施されていると考えられます。また、敷地外での活動については、他団体との連携による公共空間での活動が活発に行われていることがわかります。

次に、資料のP11 右側をあわせてご覧ください。「事業者の参加状況」といたしまして、敷地内では、「実施している」が6割を占めており、敷地外では2割程度となっています。また、「していないが、今後実施を検討している」は、敷地内、敷地外ともに10%未満です。以上より、敷地内では6割を超える事業者がみどりに関する活動を実施している一方、今後の参加意欲のある事業者は少ないことがわかります。

次に、資料のP12 をあわせてご覧ください。「事業者の参加状況」について、「事業年数」及び「敷地規模別」に集計した結果でございます。なお、前方スクリーンには、資料左側に記載の事業年数別データと、資料右側に記載の敷地規模別データのうち、事業所の敷地内における取組みを抜粋して表示しています。「事業年数別」では、20年以上、「敷地規模別」では、5万㎡以上の事業者において、実施の割合が高いことがわかります。

次に、資料のP13 左側をあわせてご覧ください。「活動の目的」について、自治会・市民活動団体では、「地域のお祭りやイベントなど地域行事の活性化」、学校では、「みどりの維持管理などを通じた地域との交流の増加」、事業者では、「地域社会の一員として取り組みたいから」が最も高くなっています。以上より、直接的な効果よりも、活動を通じた交流や地域の活性化を目的とされていることがわかります。

次に、資料のP13 右側をあわせてご覧ください。「行政からの支援内容」について、自治会・市民活動団体では、「活動への金銭的な助成」や「活動に必要な資材の提供」、次いで「活動を広く周知するためのPR」が上位を占めています。学校では、「活動への金銭的な助成」が突出しています。事業者では、「地域住民や行政等との連携に関する支援」が最も高い結果となっています。

す。以上より、活動費用や資機材の提供などと同時に、活動に関する情報発信や、周知活動が重要であるとともに、各主体の抱える課題に応じた支援が必要となります。

次に、資料のP14をあわせてご覧ください。市民アンケートにおける自由意見について、主な意見を項目ごとに分類し、今後、計画に反映すべきポイントを整理しました。まず、「友呂岐緑地や桜などにより、市の質の向上やウリにすること」など、「都市格の向上」に関するご意見を頂きました。次に、「手入れ不足による景観の低下」や「地域と一体となるみどりの創出」など、「景観形成」や「みどりの質の向上」に関するご意見を頂きました。次に、「利用者層による公園利用のシェア」や「多様な利用方法への対応」など、「都市公園の利用のあり方や創出・充実のあり方」に関するご意見を頂きました。次に、「身近な公園整備」や「駅周辺の公園整備」など、「地域性に配慮した公園配置」に関するご意見を頂きました。次に、「地域交流に資する身近なオープンスペースの創出」や「清掃活動などの協働による取り組み」など、「みどりを活かしたコミュニティの形成」に関するご意見を頂きました。次に、「地域のみどりとしての地元管理」や「市民目線での活動」など、「制度やしぐみなど」に関するご意見を頂きました。次に、「花の見ごろなど、季節感を踏まえた情報提供」など、「情報発信」に関するご意見を頂きました。最後に、「その他」といたしまして、税金の用途などに関するご意見を頂いています。以上が、アンケート結果の内容でございますが、引き続き、アンケート結果を踏まえて実施した、各主体へのヒアリング結果についてご説明いたします。

お手元の資料3-2のP1をあわせてご覧ください。第1回審議会におけるご意見を踏まえ、今後、多様な主体との協働による取り組みを展開していくにあたり、活動継続に関する課題や、今後の支援の方向性などに関する現状やニーズを把握するため、全9団体を対象にヒアリング調査を実施いたしました。対象団体は、自治会、学校、市民活動団体へのアンケート結果をもとに、先進的な取り組みを展開されている団体や、他団体と連携した取り組みを展開されている団体を選定いたしました。ヒアリング項目といたしましては、「活動のきっかけ」や、「活動の取り組み状況」、「活動継続に際しての課題や、解決方法」などについてお伺いいたしました。これらの結果を踏まえ、「みどりの活動に関する課題」と「みどりの活動を継続するためのポイント」に整理した内容をご説明いたします。

はじめに、「みどりの活動に関する課題」といたしましては、「メンバーの高齢化が進んでおり、継続のためには世代交代が必要」など、「運営体制の継続が不安定」という課題が多く挙げられました。また、「学校と連携した行事の開催などは、制約があり難しい」など、「他団体との連携」に関する課題が挙げられました。また、「会報を定期的に配布していたが、最近是人材があら

ず発行できない」など、「情報発信に向けた人材や会報の作成など技術の継承」に関する課題が挙げられました。また、「市民がボランティアに参加する術を知らない」など、「普及・啓発手法の再考」に関する課題が挙げられました。また、「学校では種や苗の予算化ができないため、部活動費や連携先の活動費を活用している」など、「緑化推進の予算確保」に関する課題が挙げられました。最後に、「樹木の枝の剪定など、学校内の緑化を含め、植物の維持管理は難しい」など、「技術的サポート」に関する課題が挙げられました。

次に、資料のP2をご覧ください。「みどりの活動を継続するためのポイント」といたしましては、「担当者などの相談窓口を明確化することが大事」など、「行政との連携」に関するご意見を頂きました。また、「市の広報などを活用した情報発信や、遊休農地などの活動場所リストの提供」など、「情報発信」に関するご意見を頂きました。また、「花を植える空地の確保」など、「活動場所の提供」に関するご意見を頂きました。また、「社会貢献の一環で、企業や大学などが参加してもらえれば」など、「社会貢献活動との連携」に関するご意見を頂きました。また、「地域協働・地域教育協議会などの活動展開の活性化」など、「地域内で設立された組織同士の連携」に関するご意見を頂きました。最後に、「多様な娯楽活動と連携や、子供が参加しやすい環境づくり」など、「楽しい活動や趣味などの活動とセットにして、みどりの活動の日常化」に関するご意見を頂きました。以上が、各主体へのヒアリング結果でございます。計画の改定に当たりましては、先のアンケート結果とともに、これらのポイントを踏まえた検討を進めることにより、今後の支援施策の充実につなげてまいりたいと考えております。以上で、案件②「みどりに関するアンケート結果」についてのご説明を終わらせていただきます。

増田会長 何かお気づきの点などはいかがか。私の方から、地域の分割として北西部から南部まで6地域に区分されているが、各地域別の公園整備量やみどりの分布量などは具体的にまとめておられるのか。

事務局 只今地域別調査の作業中であり、年度内には調査成果をまとめたいと思っております。

増田会長 おそらくその辺りの内容整理と地域別クロス集計を確認すると、印象的なみどりや公園の利用方法について、物理的な整備量とリンクしてくると思う。地域ごとの課題について、一言で言うところのどのような状況か。

事務局 本市は国道170号線と大阪外環状線を境に大きく地勢が分かれております。東側の北東部地域及び東部地域は、古くから丘陵地として地形が形成さ

れておりますので、開発が遅れて進行した背景もございまして、みどりが比較的多く残っている地域でございます。一方で西側の地域につきましては、京阪の香里園駅、寝屋川市駅、萱島駅の3駅がございしますが、昭和30年代後半の経済成長期に駅周辺の市街地形成が一気に進み、過密住宅地区が形成されています。そのため、比較的オープンスペースが少なく、それに伴いみどりについては少ない状況です。更に西側では、皆さんご存知の通り淀川河川公園がございしますので、その辺りで一定のみどりが大きくまとまって存在しておりますが、大きく分けると西側ではみどりが少なく東側ではみどりが多いというような現状が見て取れるかと思えます。

増田会長 この辺は少し整理して頂いて地域別課題を明確化できると、次の戦略へと繋がっていくと思う。他、いかがでしょうか。

山野委員 P2の「① - 1 みどりの量について」の部分で、左側の考察文で『市全体のみどりの量が「多い」と回答した市民ほど、みどりが「増えた」と感じている』と示されているが、クロス集計の見方として左上から右下に対角線を引くと特徴が見えてくると思う。例えば左上から右下に対角線を引いた時に、右上に出ている数字は「みどりが増えたと感じながらも現状ではまだ少ないと感じている」という風に受け取ることができる。「やや増えた」の行部分で「普通」が23.6%、「やや少ない」が17.8%、「少ない」が7.9%と非常に大きな数字が並んでいると思うので、こういう数字を見てやると現状としてみどりは増えていると感じながらもまだ少ないと感じているということで、増減と現状のみどりの量でズシが見えると思う。同じく1つ下の「変わらない」の行を見ると、「やや少ない」が37.8%、「少ない」が32.5%ということで、対角よりも右上の所に大きな数字が並んでいることから、まだまだ少ないと感じられているとの解釈ができると思う。

増田会長 他、お気づきの点はいかがでしょう。公園の利用の仕方や、どのような公園が良いかという話の中で、一般的によくみられる風景鑑賞や、散歩ジョギング、休憩といった回答が出てくる。一方、ヒアリング調査結果では、公園を媒介して地域コミュニティに展開するという話があるが、アンケートでは具体的な利用内容の所で「様々な人との交流やイベント等ができる公園」という辺りが特定の数値として上がってこない。その辺りをどのように捉えておけばよいか。おそらく、これからの公園に求められる使い方というのはやはり清掃が中心とした関わり方よりも、もう一歩積極的な関わり方へどのように繋げていくかが重要である。現時点では清掃等が中心的な地域活動になっているので、そこでお祭りをするとか、ガーデンパーティーをするとか、

自然学習会をするなど、もう少しアクティブな活動を具体的にどう顕在化していくかが1つの大きな課題であると思う。基本方針へ反映させる時に、新たな公園との関わりをかなり求めているが、まだ顕在化していないという視点が重要で、潜在的な公園との関わりを、どのように顕在化させるかという視点が必要であると思う。

石田委員 アンケート結果で一般市民や学生の活動への参加状況が少ないという結果になっているが、市民団体の話では「もっと参加して欲しい」、「もっとPRして欲しい」という事が書いてある。どのような場所でどのような活動を行っているかということについて、広報「ねやがわ」には載っているが、全ての市民や学生が読んでいるわけではない。パンフレットや、ホームページ、インターネットなど気軽にアクセスできる方法でもっとPRして頂ければ、各主体にとっても、今まで活動を知らなかった市民にとっても、情報を知ることができ、身近な行事に参加しやすくなるのではないかと思う。計画策定の際に積極的な広報の仕方についての検討が必要になってくると思う。

増田会長 その辺りについては、おそらくP13「③ - B - 3必要な支援について」の結果に表れており、必ずしもお金や材料費の話だけではなく、情報発信の方法やみどりを適切に管理するために必要な技術的支援などについて検討する必要があると思う。寝屋川市は確か都市緑化センターを持っていなかったと思う。つまり、みどりの相談窓口という仕組みを持っていない。各都市で持っている都市と持っていない都市があるが、持っている都市はそこが一つの窓口になり、様々な技術的支援や情報提供、あるいは市民活動団体の活動拠点という形で展開している。その辺りについては、寝屋川市の少し弱い所であると思う。河内、中河内、北河内、あるいは大阪府下でみどりの相談窓口を持っている自治体と持っていない自治体でどのような分布状態であるか調べて頂きたい。豊中や吹田などの北摂はみどりの相談窓口を持っているところが多い。そこが拠点化している。堺市などの大きな政令指定都市は確実に持っている状況である。

工藤委員 今回のアンケートやヒアリングの内容は、次の具体的な施策を作るうえで豊富なヒントが含まれているという感じを受けており、非常に充実した分析をされていると思う。次の議論になると思うが、先進事例として他の自治体でどのような具体的な施策を打っているのか、その中で寝屋川市にマッチするものとしめないものがあると思うが、先進事例があるほど次のステップを考えやすくなると思う。また、アンケート結果から施策への繋がりを補強できるような展開を次の段階で是非行って頂ければと思う。

増田会長 来年度に施策展開を検討する際に、何故この施策を打つのかという根拠のひとつとして、成功している事例などを示して頂きたい。

寝屋川市の大規模公園で職員が常駐している公園はあるのか。府営公園の全 19 公園は指定管理制度も含めて常駐体制を取っている。予算や人件費がかかるということもあるので難しいのかもしれない。参画と協働という話の中で、公園に限らず、ボランティア活動が高齢社会の中である一定の行き詰まりが見られる。老人会の活動であろうと、自治会の活動であろうと、振り返ってみると次の世話役になってくれる人がいないことが課題となっている。そこをどのように持続させていくかは、ボランティア活動全般や市民活動全般をどのように考えていくのかという問題である。自由意見でも多く挙がっていたように、地元大学との連携や、地元企業との連携、あるいはテーマ型コミュニティと自治会のような地域型コミュニティ等をどのように上手く連携させるのが課題である。そのような課題が明らかに出てきているので、どのように基本計画や施策に取り込んでいくか考える必要がある。2000 年代のボランティア活動は、どちらかという団塊世代の早期退職に伴って 60 歳ぐらいから始められてきたが、その方々が後期高齢を迎える時期になってきた。近年を振り返ってみると、働く期間も 5 年間延長され、女性の社会進出も増えている状況の中、地域の担い手が一体今後どうなっていくのか。この辺りは、社会福祉協議会などでも共通の問題であり、みどりの分野においても頭を絞る必要がある。

北川委員 ボランティアの話が出ているが、実際には地域ではボランティアどころか自治会活動などの地域活動が行き詰ってきており、地域の世話役をやっている人が大変な思いでやっている。そこにまた行政からボランティア以外で協働の話などを持っていくと、世話役になる人は決まってくる。アンケートを取るとやりたい人が出てくるかもしれないが、実際にやりたい人はよほどのことがなければ居ない。そうすると行政がリードすることになり、また同じ人がやることになり大変である。協働の部分を大きくしていくためには、現状をしっかりと調べて頂かないとすぐに行き詰ってしまうと思う。

増田会長 まさにそうであると思うので、かなり頭を絞る必要がある。

中村委員 ボランティアの話があったが、私はボランティアという言葉が好きではない。何でしないといけないのかという気持ちである。私も地域で色々と動いているつもりである。しかし、大半の人は誰かがしてくれると思っている。「あの人がしてくれるなら任せておけばいいだろう」となってしまうことが良くない。資料の P9 から私どもの活動を資料につけて頂いた。やはり公園の例で

いうと、公園を整備して頂く際に、お母さん方に意見を聞くと、みどりを増やして欲しいとは言われず、子ども達が遊んでいる姿がどこからでも見える公園にして欲しいと言われた。お母さんが子どもを追いかけて見なくても、じっとして子どもを見ることができるようにして欲しいということであった。会長からもお話があったように、せっかく作ったのであればイベントも行事もやろうということで、地域の方も総動員で花を植えるのもイベントとして皆でやりましょうということやってきた。これから暖かくなると、お母さん方が公園にブルーシートを敷いてお弁当を食べる姿や、その近くで小さな子どもが遊んでいる姿を見ることが増えてくる。そういう意味では最初に要望されたことが実現している。それはそれで公園としては上手くいったと思っている。ボランティアを他の活動に繋げる、やはり自治会が何でもやってくれる、地域で何かあるとすぐに自治会長など決まった人が出てくる。そうではなく、自分たちでやるという形を植えつけていかないといけないと感じている。

私どものところで交流を担当しているのは公園の部会を担当する委員である。その人の意思ですべて行ってください、要望があれば自分なりにやっていってくださいと言っている。アンケートを見ると専門家が樹木の伐採をする必要はない、という意見があったが、我々のところもその通りである。木が目隠しになってしまうようであれば、自分の意思で切って結構ですと伝えている。ボランティアというより公園を使うために自分たちがやるという意識をどのように植えつけていくか、そうするとボランティアではなく自分たちの事としてやってくれる。ボランティアという言葉でいくと、なぜ行政に言われてボランティアという形でやらないといけないのかということになってしまう。一つ間違えると公共は理解されない。何でも市民に任せておけばいいという認識を与えないように、自分たちのことであるから自分たちでやるということはどう植えつけていくか、これに尽きると思う。

増田会長

これに関しては、これから施策展開をしていく、あるいは計画案を作成する過程において様々なアンケート結果を大事にしながら、どのように反映させていくかを計画が完成するまで常に考えながら進めていきたいと思う。

それでは、最後の案件である「みどりの基本計画骨子案」についてご説明願う。

事務局

案件(3)みどりの基本計画骨子案についてご説明申し上げます。説明は主に前方のスクリーンにて行いますが、お手元の「資料4寝屋川市みどりの基本計画（改定版）骨子（案）」をあわせてご覧ください。

はじめに、資料の目次をご覧ください。本計画の骨子案は、大きく6部構

成といたしており「1. 寝屋川市みどりの基本計画の改定にあたって」から「5. 改定の視点」までの内容は、第2回審議会までに概ねご承認いただいた内容でございますが、その後の修正・追記部分を含めて、「6. 基本方針」までを一括でご説明いたします。それでは、資料のP1をご覧ください。「1-1. みどりの基本計画とは」、都市緑地法に基づき、都市計画区域における緑地の適正な保全及び緑化の推進について、総合的かつ計画的に実施するための計画でございます。つぎに、「1-2. 計画の位置づけ」でございますが、「国の各種政策の理念や趣旨」を反映した上で、「みどりの大阪推進計画」を指針とし、本市第五次総合計画に即すとともに、都市計画マスタープランとの適合や、環境基本計画などと整合した内容とするものでございます。

つぎに、資料のP2、P3をご覧ください。「1-3. 改定の背景と目的」でございますが、「社会情勢の変化」や「関係法令、上位計画等の動向」、「本市のみどりに関する動向」、さらには「みどりの取り組みの実績」を背景として、「市民意識の向上や、多様な主体によるみどりへの関わりの推進」をはじめとする6つの視点を「改定の目的」とするものでございます。

つぎに、資料のP4をご覧ください。「1-4. みどりの定義」でございますが、周辺山系の森林や、都市の樹林・樹木などと一体の水辺・オープンスペースを「みどり」といたします。また、その中で、担保性があるものを「緑地」とし、これらを「施設緑地」と「地域性緑地」に分類いたします。さらに、「緑地」の中で、樹林・樹木、草地等で覆われたエリアなどを「緑被地」とするものでございます。

つぎに、資料のP5をご覧ください。「1-5. みどりの機能」でございますが、「環境保全機能」、「レクリエーション機能」、「防災機能」、「景観形成機能」、「協働の活動などにより生み出される機能」を有するものでございます。

つぎに、資料のP6をご覧ください。「2-1. 目標年次」でございますが、総合計画や都市計画マスタープランの目標年次を勘案し、策定から概ね20年後の平成52年といたします。つぎに、「2-2. 計画対象区域」は、寝屋川市全域といたします。つぎに、「2-3. 各主体の役割」といたしまして、本計画の推進において、市民等、事業者、学校、行政が適切な役割分担のもと、連携・相互支援を図る必要があることから、各主体の役割を明確にするものでございます。はじめに、「市民等」の役割でございますが、(1)みどりに対する更なる理解を深めて頂いた上で、(2)個人の敷地レベルの身近なみどりを守り、育まれ、(3)地域のボランティア活動などを通じた地域とのつながりを深めていくことが重要であると考えています。また、市民活動団体等におかれては、他団体などと連携を図り、担い手の育成や専門的な視点から、みどりを守り、育むことが重要であると考えています。つぎに、「学校」の役割でございますが、(1)学生等のみなさんは、地域への愛着と誇りを持ち、みどりへ

の更なる理解を深めて頂いた上で、(2)より専門的な視点から知識等を習得することにより、(3)必要な知識等の提供や活動を行うなど、地域課題の解決に取り組むことが重要であると考えています。また、(4)学校敷地などは、市民等へ開放することにより、活動拠点としての役割が望まれることや、(5)自治会などと連携し、地域活動へ展開することが重要であると考えています。つぎに、「事業者」の役割でございますが、(1)みどりづくりは、地域の良き一員になる契機として捉えて頂いた上で、(2)操業等においては、関係法令を遵守したみどりの保全と創出を推進されることが重要であると考えています。また、(3)必要な知識等の提供や活動により、地域課題の解決などに取り組むことや、(4)敷地内のみどりについて、地域への開放などが重要であると考えています。最後に、「行政」の役割でございますが、(1)公共施設等の緑化、市民等が満足できる公園づくりを目指中で、(2)協働・連携を一層推進するためのしくみや体制づくりを進めるとともに、庁内組織の構築や、国、府との連携強化を進めてまいります。また、(3)民有地等の取り組み促進など、助成制度等の充実や、(4) 様々な情報の発信や資機材、活動場所の提供、専門家の派遣、補助金等の支援、更には、みどりの普及・啓発活動を進めてまいります。以上が、各主体の役割でございます。

つぎに、資料のP 8、P 9をご覧ください。「3-1. 緑地の現況」でございますが、「施設緑地」では、平成 28 年における合計面積は 200.31ha であり、うち都市公園が 130.02ha でございます。なお、平成 12 年以降、一定の増加が見られますが、都市計画公園の計画決定区域内における市街地の進展や、財政状況などの事情により、未着手・未完成の公園が多く残っています。

つぎに、資料のP 10、P 11 をご覧ください。平成 28 年における「地域性緑地」合計面積は 161.71ha であり、そのうち約 82.9%は農地でございます。なお、平成 12 年以降、第二京阪道路の整備などに伴い、市街化調整区域内農地が約 95ha、地域計画対象民有林が 40ha 減少するなど、約 133ha の地域性緑地が減少いたしました。

つぎに、資料のP 12 をご覧ください。「緑被現況」といたしまして、緑被面積は 451.1ha で、市域面積に対する緑被面積の割合は 18.3%でございます。なお、前回の審議会では、緑被率を 32%とお示ししておりましたが、都市公園や学校敷地等の全てをカウントしたものであったため、これらの敷地のうち、緑被地のみをカウントした内容として訂正いたします。

つぎに、資料のP 13 をご覧ください。「4. 本市のみどりの課題」でございますが、本市が有するみどりの資源について、「保全」「充実」「創出」「ネットワーク」「協働」の視点で課題を整理したものでございます。なお、前回審議会でのご意見を踏まえ、保全の課題項目について、従前の農地、樹林地、

ため池を包括し「農空間のみどり」とするほか、一部の加筆・修正を行っておりますが、課題の詳細内容のご説明については、時間の都合上割愛させていただきます。

つぎに、資料のP27をご覧ください。「5. 改定の視点」でございますが、前回のご提示内容から変更はなく、「本市の骨格的なみどりを引き続き保全・活用」をはじめとする5つの視点を設定するものでございます。

つぎに、資料のP28をご覧ください。「6-1. 基本理念とみどりの将来像」でございますが、「協働・共助により発展する水とみどりの中核市寝屋川」を基本理念として掲げるものでございます。なお、本基本理念には、多様な主体との協働・共助によるみどりのまちづくりを進めることにより、市民等と共に、中核市としての更なる発展を目指す趣旨を込めたものでございます。

つぎに、資料のP29をご覧ください。本市におけるみどりの将来像を図示したものでございます。淀川河川公園や打上川治水緑地などの「骨格となるみどり」や、都市公園、農空間などの「拠点となるみどり」、または駅前や公共施設などのシンボルや、住宅地などの「土地利用に応じたみどり」、更には、これらをつなぐ河川、道路などのネットワークを形成するみどりについて、保全・創出・充実を図るものでございます。

つぎに、資料のP30、P31及び参考資料2をご覧ください。「6-2. 基本方針」では、「基本理念」に基づき、「将来像」を実現するための基本的な方向性を定めるものでございます。今回取りまとめる骨子では、「骨格となるみどり」「拠点となるみどり」「土地利用に応じたみどり」「ネットワークを形成するみどり」「みどりの運営管理」「計画を推進、管理する」内容による大きく6つの視点と、更に細かな視点による13の方針を基本方針として設定してまいりたいと考えております。なお、これらの基本方針の内容をご審議いただくためには、今後の具体的な施策の方向性をお示しする必要があると考え、「参考資料2」により、基本施策案をあわせてお示しするものでございます。それでは、参考資料2のP1をあわせてご覧ください。「基本方針1 骨格となるみどり」のうち、「(1)自然と歴史文化溢れるみどりを保全・再生する」といたしまして、「①淀川河川公園の保全・再生」や、「②広大な自然の眺望を備えた景観の形成」を基本施策案として見据え、淀川河川公園が有する広域的な自然環境について、歴史文化との調和を踏まえつつ、淀川河川公園流域協議会などとの連携による取り組みを進めることにより保全・再生を目指してまいります。つぎに、「(2)多様な機能を有する大規模公園等を充実する」といたしまして、「③パークマネジメントの推進」や、「④府営寝屋川公園の見直し検討」を基本施策案として見据え、管理運営の方向性を踏まえた多様な主体との連携と協働による諸課題の解決に向けた取り組みや、都市計画公園緑地（府営公園）の見直し検討を進めることにより、都市の魅力向上に寄

与するみどりとしての充実を目指してまいります。以上が、「基本方針1 骨格となるみどり」でございます。

つぎに、「基本方針2 拠点となるみどり」のうち、「(1)都市公園を創出する」といたしまして、「⑤都市計画公園の見直し」や、「⑥都市公園の整備」を基本施策案として見据え、みどりの将来像を踏まえ、長期未着手・未完成の都市計画公園（市町村公園）の見直しや、公園が不足する地域などにおける優先順位を踏まえた都市公園の整備推進を目指してまいります。つぎに、「(2)都市公園を充実する」といたしまして、「⑦住区基幹公園等の適正配置と機能分担」や、「⑧市民が満足できる公園づくり」などを基本施策案として見据え、都市公園の適正配置や地域特性を踏まえた必要機能を明確にした上で、都市公園の再整備を進めるとともに、計画的かつ効率的な維持管理を行うなど、都市公園の充実を目指してまいります。つぎに、「(3)農空間を保全する」といたしまして、「⑩市街化調整区域農地の計画的な保全・活用」や、「⑪生駒山麓における景観の保全」を基本施策案として見据え、第二京阪道路沿道などの市街地周縁部における市街化調整区域内の広大な農地等について、地元組織との連携をはじめとする多様な主体との協働により、農空間の計画的な保全と活用を目指してまいります。

つぎに、参考資料のP2をご覧ください。「基本方針3 土地利用に応じたみどり」のうち、「(1)シンボルとなるみどりを充実する」といたしまして、「⑫鉄道駅周辺における緑化」や、「⑬公共公益施設等における緑化」を基本施策案として見据え、市のシンボルとなる鉄道4駅周辺地域における都市核としてのみどり豊かな景観形成や、地域のシンボルとなる公共公益施設などによるみどりの充実を目指してまいります。つぎに、「(2)地域性に応じたきめ細やかなみどりを保全・充実する」といたしまして、「⑭大規模敷地における緑化」や、「⑮建築敷地等における緑化」などを基本施策案として見据え、土地利用特性などの地域性に応じて、建物の新築や建て替え時における緑化の誘導や、大規模敷地におけるみどりの創出、またはポケットパークなど市民に親しまれる空間づくりを進めるとともに、市街化区域内農地の計画的な保全や活用を目指してまいります。つぎに、「基本方針4 ネットワークを形成するみどり」のうち、「(1)みどりの骨格や拠点をつなげる」といたしまして、「⑰セミパブリック空間におけるみどりの創出」や、「⑱親しめる街路樹の保全・創出」などを基本施策案として見据え、主要な幹線道路における交通機能等に配慮した沿道緑化の推進や、河川における水環境や沿川の桜並木の保全、または歴史街道における景観形成など、広域的な視点を踏まえつつ、生物の生息・生育環境の連続性などに配慮した上で、みどりの骨格や拠点のつながりの確保を目指してまいります。つぎに、「(2)きめ細やかなみどりをつなげる」といたしまして、「⑳市内水路網の保全」や、「㉑区域内道路等におけるみどりの充

実」を基本施策として見据え、市内に存する水路網の保全、または区域内道路や文化と歴史のみちを活用した花いっぱい道路沿道を創出し、土地利用に応じたきめ細やかなみどりのつながりの確保を目指してまいります。

つぎに、参考資料のP3をご覧ください。「基本方針5 みどりの運営管理」のうち、「(1)行動に関わるしくみをつくる」といたしまして、「㉕協働・共助・連携にかかるしくみの構築」や、「㉖みどりの関連制度の充実」を基本施策案として見据え、多様な主体がみどりづくりに関する情報交換や行動に向けた話し合いを行い、協働の取り組みを進めるための組織の設置や、助成制度等の充実を目指してまいります。つぎに、「(2)協働の取り組みを進める」といたしまして、「㉗協働のみどりづくりに向けた取り組み」や、「㉘みどりの担い手の育成」などを基本施策として見据え、多様な主体がそれぞれの役割を踏まえた協働の取り組みを進めるため、新たな担い手を育成するとともに、行政による様々な支援を行うことにより、みどりの質の向上や地域コミュニティの醸成を目指してまいります。つぎに、「(3)みどりを普及・啓発する」といたしまして、「㉙みどりに関する情報の発信・共有」や、「㉚サクラによるシティプロモーションの推進」を基本施策案として見据え、市の都市格の向上や、幅広い年齢層による多くの市民等におけるみどりへの関心やきっかけを創出するため、みどりの活動に対する表彰や、行動啓発パンフレットの発行、またはホームページ、SNSによる情報を発信するとともに、みどりを活かしたシティプロモーションを推進してまいります。

つぎに、「基本方針6 計画を推進、管理する」といたしまして、本計画で掲げる施策の推進に当たっては、アクションプランによる進捗管理を行ってまいります。なお、計画で掲げる全体目標などの実現に当たっては、各年で施策別目標の達成状況の把握と評価を行い、市民等との情報共有を図ります。また、本計画は、概ね10年後に本格的な検証を行うこととしますが、5年サイクルで計画全体の進捗状況の把握と評価を行い、評価結果や社会動向などを踏まえて、計画の改善・見直しを行うことといたします。以上が、本計画で掲げる基本方針でございます。

つぎに、資料4のP32をご覧ください。「6-3. みどりの目標設定」でございますが、「全体目標1」といたしまして、都市公園や公共公益施設の緑地、または地域性緑地の指定により、本市域面積に対する緑地の割合20%以上を目指してまいります。なお、本目標の設定にあたり、平成13年の現計画策定以降、公園整備などで施設緑地は24.71ha増加しているものの、緑地面積の合計は479.94haから362.02haに減少しており、うち民有地の緑地である地域性緑地は133.43haが減少しています。これらを踏まえ、施設緑地の創出とともに、民有地における担保性のあるみどりを継続的に保全しつつ、市域に潜在するみどりについても、今後、新たな施策を展開すること

により、市民等における更なるみどりへの理解を得た上で、協働による取り組みを一層推進するなど、民有地のみどりを保全・充実させることで、目標の達成を目指してまいります。つぎに、「全体目標2」といたしまして、整備の必要性や優先順位を重視した上で、引き続き都市公園の整備を推進することにより、整備水準 142.36ha を目指してまいります。つぎに、「全体目標3」といたしまして、公共施設や民有地におけるみどりの保全・創出を図ることにより、本市域面積に対する樹林・樹木や草地、農地などのみどりで覆われたエリアの割合 25%以上を目指してまいります。つぎに、「全体目標4」といたしまして、生産緑地地区の指定拡大や、各種制度の活用により、本市域面積に対する地域性緑地の割合を向上させてまいります。以上が、全体目標で掲げる内容でございます。

つぎに、資料のP33をご覧ください。「施策別目標案」でございますが、全体目標を掲げる上で、基本方針を踏まえた取り組み内容を見据えるべきであると考え、その目標案を掲げるものでございます。骨子案のご説明は以上でございますが、先の基本方針、及び施策別目標の設定内容につきましては、次年度における個別施策等の検討とあわせて、点検・精査を図り、更に充実させてまいりたいと考えております。更に、目標設定のうち、施策別目標の取り扱いについては、本計画においてその全てを掲げるのか、あるいは、別途作成するアクションプランにおいて掲げるのかなど、本計画の目標年次や計画の見直し時期、または選択と集中による個別施策の実施に関する期間との兼ね合いなどを踏まえ、より効率的かつ効果的な施策推進を図るための方法を検討してまいりたいと考えておりますので、改めて本審議会でのご審議を賜りますようお願い申し上げます。以上で、「案件(3)みどりの基本計画骨子案」のご説明を終わらせていただきます。

増田会長

参考資料を交えながら資料4を中心に「みどりの基本計画骨子案」を説明頂きましたが、お気づきの点はいかがでしょうか。私の方から、今回新たに入ったP6とP7「2-3. 各主体の役割」のところで、先ほど中村委員から、ボランティア活動というよりも自らが管理するというような視点が必要ではないかというご指摘があった。事業者のところには、「みどりを通じた地域課題などの解決に取り組むことが望まれます」とか、「適正な維持管理を図るとともに地域への開放などが望まれます」というように、自らの環境を自らで守るというように書かれているが、市民のところにはそういう部分が無い。「みどりに対する理解を深める」や「身近なみどりを守り育む」というところは良いが、その次から公園の管理や公共的なみどりに対して、ボランティア活動への参加や、関連団体との連携というニュアンスで書かれている。まずは、自らの環境は自らで守るという姿勢を事業者と同じように持つ旨の内

容が必要ではないか。極端なことを言うと、望まれるというよりもむしろ役割を責務として書くというのが、近年よくみられる一つの方向性である。都市環境基本計画でも、市民の責務、行政の責務、事業者の責務という風に書いている。その辺り、今日挙げた意見のなかで少し工夫がいると思う。

もう一点は、資料のP8に「表 都市公園の整備状況」があるが、都市計画公園の整備状況が示されていない。都市計画公園を見直そうと思うと、計画決定されている区域がどれぐらいか、開設区域はどうなっているかという情報が必要である。都市計画公園を見直すという大きな柱で出てくるがその辺の根拠データが無い。この表の整備量は開設区域という意味か、それとも計画決定面積か。

事務局 都市公園として開設した区域でございます。

増田会長 それであれば都市計画公園の未開設区域というのが見えない。それは参考資料に入れておいた方がよい。

もう一つ、市街化調整区域内農地が半減以上しているが、数値に間違いはないでしょうか。それだけ多くの開発が起こったということか。

事務局 第二京阪道路沿道の建設や沿道まちづくりにより、市街化調整区域内農地の多くが減少しています。

増田会長 一般的に他都市では10年間にこれほど多くの農地が減少した状況は見られないが、第二京阪道路の建設等に伴い減少したのであれば理解できる。

増田会長 事業者の役割などについて大迫委員いかがでしょうか。書き方はこのレベルで良いか。

大迫委員 ある意味事業者は半強制的に緑化を進めており、工場立地法などについてはなかなか満足にできていないところがある。それに変わる施策として、このようなことはもっと評価していくと良いと思う。

増田会長 学校の役割の中で、特に高等教育機関の書き方はいかがでしょうか。

石田委員 本学（摂南大学）や府大高専でも、地域に出て様々な活動を行っているが、やはり高等教育機関としては単なる労働力としてのボランティアではなく、できれば専門的な分野で活躍できることを期待している。しかし、私どもの大学では専門分野で学生たちが地域に貢献するということは弱く、どちら

かという労働力としてのボランティアが多い。理想としては専門的なそれぞれカラーや技術的な応援などの関わりについて、大学としても対応する必要があると思う。もう一つ、学校の項目の(4)で「市街地内の貴重なみどりのオープンスペース」として、特に小中学校にはみどりのオープンスペースがあるので、大学もそうであるが学校敷地に気軽に入って頂いて、市民の方にも利用してもらおう仕組みなど、これから学校として対応していく必要があると思うので、このような記載で結構かと思う。

- 増田会長 市民の役割について、中村委員のご指摘も踏まえて検討して頂きたい。
課題の部分は前回と変わっていないので、最後のP28以降についてはいかがでしょうか。P29の将来像図には学校等の名前や駅名は入っているが、肝心の公園名称が入っていない。淀川河川公園や打上川治水緑地、友呂岐緑地などのアンケートでも出てきた言葉を入れておくべき。
- 事務局 ご指摘どおり追記いたします。
- 増田会長 立地適正化計画は策定済みか。
- 事務局 今年度末の策定予定でございます。
- 増田会長 特にP30やP31あたりは非常に重要な内容になってくると思う。
参考資料2の基本施策は、来年度に再度議論するとしても、こういうことを想定しているという辺りも踏まえて、何かご指摘などはいかがか。
- 山野委員 直接の内容でなくて申し訳ないが、パッと見た時に色味が強く感じる。今回は情報量が多いのでイメージカラーをつけるのは良いことであるが、基本方針3と基本方針6の色が重複しているように思う。基本方針1と基本方針2の大事なところには緑を持ってきて、オレンジは土地利用の色で、ネットワークは水のネットワークと絡めて水色と解釈でき、良い色だと思う。しかし、基本方針6だけがはっきりしない。色で情報を分けるという視点で見た場合に、概要版では市民、行政、学校、事業者で4色が使われているが、この4色とは一切関連していないと思う。基本方針の方が大事であると思うので、各主体の方の4色は誤解を招かないように色を変えた方がよい。寝屋川市のイメージカラーが水色であったと思うので、行政を水色にすると良いのではないか。
- 増田会長 市民の方々にも分かりやすく表現するということは非常に大事である。

中村委員 基本施策は文言ではこのようになると思うが、実際に現場でみどりの取り組みを進める側からすると、こういう取り組みがあるとか、ここはこういう風にしましょうということを、写真を用いて示すと良い。基本方針に入らなくても、参考冊子として添付するなど、文字よりも目で見て分かるものがあるとよい。

増田会長 工藤委員からもご指摘があったように、具体的な施策を書いていく時に、他の地域でも良いので成功事例のイメージ写真や仕組みを入れながら施策を充実させていくという方向で進めて頂きたい。また、根本的な話で抜けていないかということが2点から3点ある。一つは、基本方針2の「(2) 都市公園を充実する」だけではなく、見直しを行うのであれば見直しを行うと書いておく必要がある。都市計画公園の見直しと都市公園の創出を分けるのか、あるいは並列にするのか、いずれにしても項目としては必要であると思う。

もう一つは、他都市においても、予算の関係もあり基本的にあまり都市公園を整備することができないので、今ある公園で使い勝手が悪くなっているものを再整備することが中心になってきている。この辺りをどこで書くのか、都市公園を充実させるということが再整備ということでのよいのか。また、都市公園の適正配置を掲げているが、これはむしろ上の「(1) 都市公園を創出する」のところである。「(2) 都市公園を充実する」は、機能不全を起こしているとか、目線が通らないぐらい木が茂っているとか、壊れそうな遊具があるとか、車椅子利用をしようと思ったら段差があって使いにくい、ということなので分けておく必要がある。

もう一つ根本的に足りないのは、基本計画で緑化重点地区と保全配慮地区を指定できるということになっているが、これらを今回の「みどりの基本計画」の中で指定するつもりがあるのか無いのか。指定するのであれば、30ページと31ページの辺りに緑化重点地区や保全配慮地区を指定していきたいということを書いておく必要があると思う。

事務局 緑化重点地区及び保全配慮地区の候補地選定や指定については、次年度以降に具体的に検討して参りたいと考えております。骨子の基本方針としては掲げておりませんが、双方の地区設定にあたりましては、より重点的に手を加えていく内容などを含めて今後議論頂ければと考えておりましたので、基本計画には、現時点では掲げておりません。

増田会長 来年度の議論に向けて、緑化重点地区や保全配慮地区を指定していきたいというようなことを示しておくべきである。

事務局	<p>地区設定に必要となるような基礎データについては、現在地域別基礎調査を実施中です。今回、骨子の中で地区設定の考え方を記載するのであれば、都市緑地法などの記載に基づく一般的な内容に留めることとなりますがよろしいでしょうか。</p>
増田会長	<p>それでもかまわないと思う。骨子案で全く触れていないのに、来期の検討時に突然緑化重点地区や保全配慮地区が出てくると違和感があるため、頭出しとして記載しておくべきである。</p> <p>もうひとつ、生物多様性という言葉がP28-P31 あたりに出てくるべきである。SDGsとあわせてキーワードとして必要ではないか。</p>
事務局	<p>基本方針4の(1)みどりの骨格や拠点をつなげる文章の中、参考資料2の文章中には「生物の生息・生育環境の連続性に配慮した」といったように、生物多様性を踏まえた記述をしております。</p>
増田会長	<p>踏まえた記述ではなく、時代的背景なども考慮しダイレクトに書いておいた方がよいのではないか。</p>
石田委員	<p>検討されるとよいと思うが、あえて流行の言葉を使わないという方法もあり、他市でもそのような事例はあるため、必ずしも入れなくても良いのではないか。</p>
大迫委員	<p>生物多様性という言葉は、企業としても対応が求められることが多いが、解釈が難しい。キーワードとして入れてもよいと思うが、噛み砕いた文言がなければ、一般市民にとっては難しいと思う。</p>
増田会長	<p>委員各位のご意見を踏まえると、「生物の生息・生育環境の連続性に配慮した」という表現で今のところは大丈夫であろう。また、保全配慮地区の指定にあたっては、指標種はどうするのかといった話も出てくるので留意が必要である。</p>
石田委員	<p>市民アンケートの自由意見の抜粋について、景観形成に関する市民意見があったが、われわれも同様に考えており、寝屋川市駅東側のせせらぎ公園が整備されたことにより景観は向上し、生物の生息地にもなっていて、計画に携わった者としてはうれしいことであるが、周辺の街並みは雑然としており全体の景観としては今一歩であると感じている。みどりをつくる際には、背景となる街並みなども含めて考えていただきたいが、基本方針において街並</p>

み整備とみどりの景観形成について具体的に書かれていないので、視点として追記していただきたい。

増田会長 書くとすれば、まずは鉄道駅周辺における緑化について、単純に緑化だけではなく、緑化とまちなみ形成を一体的に展開するといったことが必要である。ここでは都市核という言葉で表現されているが、もう少し分かりやすく表現した方がよい。

工藤委員 基本理念について、かなり幅広いことが対象になっている。たとえば、公園についてはみどりのこと以外にも、スポーツやレクリエーション、高齢者福祉、ボランティアなど多岐に渡る話題が対象となるが、これらすべてのことについて本審議会で解決策を提示できるものでもない。とても横断的な課題である。理念を否定するわけではないが、審議会の次の段階として、守備範囲をはっきりさせて、次年度以降は的を絞った議論を意識した方がよいと感じる。

増田会長 骨子のP33 や参考資料2などでは、「自然と歴史文化溢れるみどりを保全再生する」において、例えば淀川自然再生の取り組みとして、どんな生物を再生できるのか、サクラの植樹は何本にするのかといったような具体的な内容について検討していくことになると思う。また、協働についてみどりの人材育成講座についてはどのくらいの受講生で、どれだけ協働の取り組みにこなげていくのかといったことを検討することになるだろう。

また、公園について、地域との協定によって管理する制度はあるのか。

中村委員 自分の地域では実施されていない。自治会のメンバーや隣の自治会の方々が協力してくれている。みなさんに喜ばれるようにという思いだけでやっておられる。定期的に草刈などを行っている。

増田会長 公園愛護会などの制度は利用されていないのか。

中村委員 制度に左右されてしまうので、現在ではあくまで自主的に活動している。利用者に喜んでいただきたいということが原点にあるので、思いのままにやっていたらいい。遊びに来る子どもたちや一緒にこられるお母さん方や、公園を利用したイベントの際に邪魔にならない範囲で花を植え、球根やタネをとり、地域に配るなどして地域につながっている。

生物多様性の件についても、子ども達が生き物に触れている姿を見ると、そのような環境も大事にしなければならないと感じる。子どもたちはどんぐ

りがあると喜ぶように、利用者が喜ぶような樹木を植えなければならない。自宅にあるスイセンの球根を持ってきて植えてくださる方もいる。みなさんが自分の意思でやろうと言われたことについては積極的に取り入れるようにしている。既存の公園についても、そういった発想を持てば、利用者が増えると思う。公園は世代間交流の場所だと思う。

増田会長

公園協議会のような制度も導入して、例えば目標数値として公園協議会の成立件数を掲げることなども考えられる。あまり硬く考えすぎないほうがよいが、緩やか過ぎると活動や地域との間で軋轢が発生してしまうという問題も一方ではあるため、そのあたりについて来年度に議論できればよいと思う。

また、生産緑地地区の指定拡大や、市街化区域内農地の計画的な保全・活用を掲げているが実態と整合するのか。生産緑地法が改正され、去年末の税制大綱では生産緑地の貸借をしても相続税納税猶予の継続が可能な法律をつくる、あるいは特定生産緑地制度などが予定されているが、本当に指定拡大まで言えるのか、あるいは現存する生産緑地を減少させないといったことにとどめておくことも考えられる。

事務局

都市計画部局において、法改正を受けて生産緑地地区の指定要件を500㎡から300㎡に緩和するという条例改正を終えており、現在追加指定の募集を実施しているところです。また、これに先立ち、本市農業委員会事務局などにおいてアンケート調査による追加指定の意向確認を行った結果、一定数の希望者が居られたことから、今後の生産緑地地区の拡大可能性を踏まえての記載でございます。

増田会長

現実と意向とは変わってくるが、今後の状況を踏まえながら検討することとしたい。骨子案について、この段階で市民への公表や意見収集はされる予定か。

事務局

パブリックコメントについては、次年度の計画案として取りまとめた段階で行う予定です。

増田会長

資料5概要版は今後どのように活用されるのか。

事務局

ホームページでの公開や、市の情報コーナー等で備え付けることを考えており、特定の方々への配布は今のところは考えていません。

増田会長

ここまでまとめられているのであれば、配架として意見をいただいてもよ

いかとも思うが、最終段階でのパブリックコメントでも問題はないと思う。

次年度は身近なところでどのようなことをやって欲しいかといった具体的な施策の検討になるので、引き続き委員各位のご意見を賜りたい。

以上で本日の議題については皆様の合意を頂いた。本年度のとりまとめとしては、骨子の一部修正があるが、皆様にご報告できたということで本日の審議会を終えたいと思う。

事務局

本日のご意見を踏まえるとともに、2月の庁内委員会や大阪府との協議を終えた上で公表を考えている。骨子案の修正内容については会長にご一任したいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

司 会

会長、議事進行誠にありがとうございました。最後にまち建設部長の大坪より閉会の挨拶をいたします。

大坪部長

閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。本日は、慎重なるご審議とともに、みどりの基本計画骨子案に対するご承認を賜り誠にありがとうございました。本年度の審議会は本日で最後となりますが、今後におきましては、みどりに関する取り組みを効果的に推進する地区設定や、個別施策の推進に関する内容について検討を進めてまいりたいと考えております。増田会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、公私御多忙とは存じますが、次年度におきましても引き続き慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

司 会

ありがとうございました。以上をもちまして、「第3回寝屋川市緑の基本計画審議会」を閉会いたします。なお、次回の審議会につきましては平成30年の7月頃を予定しておりますが、改めて委員の皆様のご都合をお伺いの上決定させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。本日はお疲れ様でした。

以上